

介護老人保健施設ほほえみの里きど

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 新潟医療生活協同組合が開設する介護老人保健施設ほほえみの里きど(以下「施設」という)が行う通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の必要性を認められた要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他の必要なリハビリテーションを行なうなど、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限り居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努める。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護老人保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 新潟医療生活協同組合 介護老人保健施設ほほえみの里きど
- (2) 所在地 新潟市上木戸2丁目1番35号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者(医師) 1人
常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1人(常勤) 以上
利用者に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。
管理者と兼務することができる。
- 三 介護職員 3人(常勤)以上

- 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 四 支援相談員 1人(常勤) 以上
利用者やその家族からの相談への対応、リクリエーションなどの計画・指導を行う。
- 五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人(常勤) 以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行なう。
- 六 必要に応じて看護職員、臨時・パート職員を配置する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1)営業日は、日曜日と1月1日、2日を除く毎日。
- (2)営業時間は、営業日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

第4章 利用者の定員

(利用者の定員)

第6条 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの利用定員は合計して30人とする。

第5章 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のサービスの内容及び利用者その他の費用の額

(サービスの内容)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、居宅での生活を維持できるよう医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、入浴介助及び食事の提供を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とする。事業所が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から介護保険負担割合証の利用負担の割合欄に記載された割合分の額の支払いを受けるものとする。

- 2 食費、日用生活品費、理美容代、その他の費用等利用料を契約書および重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

- 3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。
- 4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業及び送迎の実施地域)

第9条 通常の事業及び送迎の実施地域は、新潟市の木戸、石山、大形、山ノ下地域とする。

第7章 利用に当たっての留意事項

(利用に当たっての留意事項)

- 第10条 当施設の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。
- 二 けんか、言動、口論などで他の利用者等に迷惑を及ぼすことはしない。
 - 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することはしない。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いることしない。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与える、又はこれを持ち出すことはしない。
 - 六 設備器具の使用については、それぞれ本来の使用法に従って使用すること。
 - 七 施設の決まりなどを遵守するとともに、職員の指示に従って皆さんのが快適な生活ができるようお互いに協力する。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練などをを行う。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(利用に関する市町村への通知)

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 2 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 3 偽りその他不正行為によって保険給付を受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第13条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 4 利用者の使用する施設、食堂その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適切に行う。
- 5 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力病院)

第15条 利用者の症状の急変等に備えるため、次の病院を協力病院と定める。

新潟市東区竹尾 4-13-3 木戸病院 医科

新潟市東区竹尾 4-13-3 木戸病院 歯科

(掲示)

第16条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービス選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第17条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な事項を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第18条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介する事の対価として、金品その他財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退所者を紹介することの対価として、金品その他財産上の利益を收受しない。

(苦情処理)

第19条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村から文章の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、新潟県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、新潟県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第20条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力をを行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第21条 サービス提供により事故が発生して場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべきからざる理由による場合は、この限りではない。

(虐待の防止のための措置)

第22条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第23条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の研修)

第24条 事業者は、全ての従業者に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年に2回以上実施
- 2 事業者は、全ての介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第25条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他)

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は新潟医療生活協同組合と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

平成 29 年 6 月 1 日 改定

令和 6 年 2 月 1 日 改定